

東成区 独自回答

番号 1. ⑦

資格証明書ならびに短期保険証発行に基づく直近5年間の医療費の節約効果額を明らかにすること。また、2008年10月20日付の厚生労働省の事務連絡では、「電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努める」こととされているが、現在発行されている資格証明書世帯の接触状況の内訳を明らかにすること。

(回答)

(回答)

資格証の交付世帯につきましては、他の未納世帯と同様に督促状や催告書を送付し、電話や訪問による納付の督促を行うとともに、文書が返戻される場合には、訪問調査を行うなど実態把握に努めております。

担当 東成区役所 窓口サービス課（保険年金：管理） 電話：06-6977-9946

番号 1. ⑩

項目 後期高齢者医療制度の保険料については独自軽減措置などを導入し負担軽減をはかること。また、短期保険証の発行・未交付の状況を明らかにすること。

(回答)

短期保険証の対象者については、まず予告通知書を送付し、区役所窓口で納付相談に来ていただくこととしており、窓口に来庁があれば、納付相談を行ったうえで、保険証を交付しています。

しかしながら、窓口に来庁がなかった場合は、納付相談の有無にかかわらず、被保険者証の有効期限が切れるまでに簡易書留で、一斉送付しています。

担当 東成区役所 窓口サービス課（保険年金：保険） 電話：06-6977-9956

番号 1. ⑬

項目 無料低額診療事業を希望する医療機関があれば、直ちに認可すること。また、調剤薬局に対する助成制度を新設すること。実施している最新の医療機関名簿を国保担当などのカウンターに常時配架すること。(当日、配布してください)

(回答)

回答なし

番号 3. ⑬

項目 減免制度については、国民健康保険のようなチラシを作成し、窓口に常備するとともに、全家庭に送付すること。(当日配布してください)

(回答)

回答なし

番号 5. ⑤

項目 健康悪化を招く西成区が実施している「通院医療機関等確認制度」を導入しないこと。

(回答)

東成区では、「通院医療機関等確認制度」の導入の予定はありません。

担当 東成区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6977-9872

番号 7. ③

項目 障がい者優先調達推進法に基づき、物品や役務の提供を障がい者就労支援事業所等から優先的に調達する区の方針を明らかにすること。また、具体的な取り組みの一つとして、区役所や区内行事等で、希望するすべての障がい者就労支援事業所等の授産製品の販売が行えるよう配慮すること。

(回答)

東成区としては、「大阪市における障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」並びに、当方針に基づく福祉局長、市民局長、契約管財局長連名通知に基づき調達事務を行うよう、区内各担当あてに周知し、積極的に活用することとしております。

また、区役所や区内行事等におきまして、障がい者就労支援事業所等の授産製品の販売が行えるよう、本市規程等に従いまして配慮させていただきます。

担当 東成区役所総務課 電話：06-6977-9625

番号 8. ③

項目 現行の税証明窓口は、個人情報を守るため、正規職員で行うこと。万が一民間企業に業務委託していれば即時廃止すること。

(回答)

当区においては、正規職員で行っております。

担当 東成区役所 窓口サービス課（住民情報） 電話：06-6977-9963